

台風15号・19号の影響で被害を受けた方の 「り災ごみ」の受入期限について

富里市クリーンセンターでは、台風15号・19号の影響により富里市内で被害を受けた方の「り災ごみ」の受け入れを令和元年11月30日（土曜）正午で終了します。まだ搬入を予定されている方は、期限内に搬入をお願いいたします。

なお、搬入にあたっては、「り災証明書」または「り災届出証明書」の提示が必要となります。

また、代理の方が搬入することはできませんので、必ず被害を受けた本人が搬入してください。

○受入時間

・平日の受入時間

受付開始は午前8時30分から、退場時間は正午

受付開始は午後1時から、退場時間は午後4時

・土曜日の受入時間

受付開始は午前8時30分から、退場時間は正午

※日曜祝日は受け入れできません。

○受け入れできないもの

以下のものは受け入れできません。

- ・農業用ハウスのビニールとパイプ
- ・農業用の防風防塵ネット
- ・農業用資材
- ・建築廃材（内装材など）
- ・危険物（ガスボンベ、油類、薬品などの液状のもの）
- ・消火器
- ・医療系廃棄物（注射器、インシュリン自己用注射器具など）
- ・有害物質や有害物質が含まれるもの（石綿等）
- ・自動車・オートバイ（部品を含む）
- ・エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
- ・ソーラーパネル

搬入可能な災害ごみの種類や、その他ご不明な点はクリーンセンターにお問い合わせください。